



国際希少野生動植物種流通管理対策費

平成29年度予算（案）
36百万円（27百万円）

背景・目的

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」の科学当局としての責務を担うため、必要な科学的知見の集積及び関係機関への情報の提供を行う。

また、平成25年度に改正された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」の附則に、施行後3年を経過した場合、新法の規定を検討することとあることを踏まえ、国際希少野生動植物種の流通管理の施策の拡充を検討中。国際希少野生動植物の個体識別や登録票の更新制度の導入を想定していることから、登録データベースの改修、既登録データの電子化を行う。

事業スキーム

国

請負

結果の報告

民間団体等

国外

国内

輸出入

ワシントン条約



科学当局：環境省

①陸生動物に関する科学的助言

- ・種の存続を脅かさないかの評価（NDF）
- ・輸出規制をした種の国内生息状況調査の実施 等

事業概要

- ・ワシントン条約の科学当局としての責務を担うための条約関連情報の収集、NDF判断のためのデータの収集等
- ・種の保存法の流通管理を適正に行うための普及広報、立入検査の実施
- ・種の保存法の届出電子システムの運用。登録票の更新制・個体識別導入に向けた、登録データベースの改修、既登録データの電子化

期待される効果

ワシントン条約の締約国としての責務を遂行するとともに種の保存法の改正後の施行準備を適切に実施することで、種の保存法に基づく国際希少野生動植物種の国内流通を適切に管理し、国際的に絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図る。

イメージ

②普及広報、監視、指導

- ・法改正（登録票の更新制等導入）の周知 等



③登録制度の執行管理

- ・登録DBシステム改修
- ・既登録データの電子化 等